

九頭竜川流域委員会規約

(名称)

第1条

本会は、「九頭竜川流域委員会」(以下「委員会」という。)という。

(設置)

第2条

委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長(以下「局長」という。)及び福井県知事(以下「知事」という。)が設置する。

(目的)

第3条

委員会は、九頭竜川水系の河川整備計画の策定にあたり、その原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取方法について意見を述べるところを目的とする。

(委員会)

第4条

1. 委員会は、総会のみで構成する。
2. 委員会において部会が必要と認めるときは部会を設けることができる。
3. 委員会の委員は別表-1のとおりとし、局長及び知事が委嘱する。
4. 委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するように局長及び知事に要請することができる。
5. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
6. 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
7. 委員会は、委員長が指名する委員長代理を置き、委員長の指示により職務を代行する。
8. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
9. 委員長は、委員会を招集し、開催する。
10. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
なお、委員の代理出席は認めない。
11. 委員会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。
12. 委員会は、委員会の意見集約にあたっては、少数意見を付するものとする。

(部会)

第5条

1. 委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて委員会の下に部会を設けることができる。
2. 部会を設置する場合は、部会運営方針及び部会規約を委員会において定める。
3. 部会委員は、委員会において選定する。
4. 部会委員は、委員会の委員と兼任することができる。

(河川管理者)

第6条

1. 近畿地方整備局及び福井県は、委員長の了解を得て、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。

2. 近畿地方整備局及び福井県は、委員会から求められた事項については速やかに対応すること。

(委員会の公開)

第7条

委員会は、原則的に公開とし、その公開方針は別紙「委員会の公開方針」によるものとする。

(庶務)

第8条

委員会の庶務は、近畿地方整備局福井工事事務所調査第一課及び福井県土木部河川課が行うものとし、委員会の指示により、以下に示す庶務をとり行う。

- ・会議資料の作成
- ・議事録の作成
- ・会議内容の整理及び公表資料案の作成 等

(規約の改正)

第9条

本規約の改正は、全委員総数の3分の2以上の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第10条

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成14年5月9日から施行する。

平成15年3月28日一部改正